

# 剣道段級審査会運営における統一事項について

(平成 28 年 4 月から実施)

## 1 審査順序の統一について

- (1) 木刀による基本技稽古法 (級位審査のみ)
- (2) 実技
- (3) 学科
- (4) 剣道形

の順番に実施し、その都度合格者の発表を行う (「木刀による基本技稽古法」は実技審査の一つとみなす)。

## 2 受審時における「入会金」と「年度会費」の納金手続き (区分) について

納 入 状 況	入会金	年度会費
初めて段・級位を受審する場合 (初めて初段を受審する場合は、準会員から正会員となるため)	要	要
前年度会費未納 (前々年度会費納入) の場合	要	要
前年度会費納入済みの場合	不要	要
今年度会費納入済みの場合	不要	不要

※ 会費等の納入確認については、本人の自己申告より処理することとなるが、よく注意して行う。(各連盟・団体の経由で会費納入をした場合などに、「剣道手帳」に納入済みの記載がされていないことが多々ある。)

## 3 初段の実技審査の見直しについて (改正「称号・段級位審査規則第 15 条第 2 項第 1 号(3) 繰り返し」で (級及び初段まで実施) を削除)

- 初段の実技審査から「繰り返し」を省き、立会 (互格) 稽古のみを実施する。したがって、「繰り返し」は級位審査のみとする。

## 4 級位受審資格の見直しについて (改正「称号・段級位審査規則第 14 条第 1 項」の適用・施行)

- 3 級受審資格…小学 4 年生以上の者 (第 1 号)
- 2 級受審資格…小学 5 年生以上の者で、3 級受有後 1 ヶ月以上経過した者、又は中学生以上の者 (第 2 号)
- 1 級受審資格…小学 6 年生以上の者で、2 級受有後 1 ヶ月以上経過した者、又は高校生以上の者 (第 3 号)

上記 4 点について、今年度から実施しますので誤りのないように受審して下さいますようお願い致します。